

## 第4回西和賀町議会定例会

令和5年9月7日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議場内が暑い場合は、上着を脱いでも構いません。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、報告第1号 令和4年度西和賀町水道事業会計継続費精算報告書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいま上程になりました報告第1号 令和4年度西和賀町水道事業会計継続費精算報告書について説明いたします。

水道事業会計における施設台帳作成業務委託につきましても、予算区分として、令和3年度、4年度の2か年の継続費予算で対応してまいりましたが、令和4年度をもって継続費に関わる事業が終了したことから、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費に関わる精算報告を行うものです。

2枚目を御覧ください。施設台帳作成業務委託の事業費は、全体計画額の4,286万7,000円に対し、実績額は3,720万2,000円となっております。

す。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

報告第1号 令和4年度西和賀町水道事業会計継続費精算報告書についての報告を終了しました。

続いて、日程第2、報告第2号 令和4年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました報告第2号

令和4年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告いたします。

2枚目を御覧ください。今回報告する健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額がいずれも黒字であり、比率は発生していません。

当該地方公共団体の一般会計等が負担する借入金、地方債の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標とも言われている実質公債費比率は、早期健全化基準の25%より10.9ポイント低い14.1%で、地

方債の償還金の増加などにより、昨年度比1.3ポイント増加しております。

地方公共団体の一般会計等の借入金、地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言われている将来負担比率は、早期健全化基準の350%より276.2ポイント低い73.8%で、基金残高の増加などにより昨年度比5.6ポイント減少しております。

次に、もう一つの公営企業会計資金不足比率は、各会計において資金不足額を計上しておりませんので、比率は発生しておりません。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。  
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第2号 令和4年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況についての報告を終了しました。

続いて、日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第3号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、7月14日から19日にかけての大雨により、農業用施設、林道、公共土木施設において多くの災害が発生したことから、被災箇所の修繕、測量設計業務委託及び災害復旧

仮応急工事など、復旧に向けた対応を早急に行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年8月4日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,394万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,399万9,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

7ページをお開きください。2款1項1目一般管理費152万8,000円の増額は、災害警戒本部運営、町内パトロール及び被災箇所の確認、避難所開設、運営など、災害対応に係る職員の時間外勤務手当であります。

11款1項1目農林水産施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧単独事業（現年）1,850万円の増額は、被災した農業用施設、農地等17か所の修繕を行うものです。林道災害復旧単独事業（現年）1,000万円の増額は、被災した林道4路線の修繕を行うものです。

2項1目現年発生災害復旧費、公共土木施設災害復旧単独事業2,391万6,000円の増額の内訳は、10節需用費、修繕料については、被災した道路及び河川5か所の修繕に要する費用193万5,000円を増額するものです。12節委託料については、災害申請に向けて、道路、河川合わせて11か所分の災害復旧事業測量設計業務委託料1,987万7,000円を増額するものです。14節工事請負費210万4,000円の増額は、町道阿津裏線道

路災害復旧仮応急工事を行うものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。20款1項1目基金繰入金、財政調整基金からの繰入金5,394万4,000円を増額し、歳出で説明しました災害復旧に要する費用の財源とするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 今回の水害での専決処分ということなのですけれども、当日といいますか、かなり現場でも様々な要望が役場に寄せられたと思います。早くやってほしいというような話がいろいろあったと思うのですけれども、取りあえず専決でというような、今回かなりの箇所を専決の処理ということなのですけれども、この専決に至るといふか、要望はかなり来ていたと思うのですけれども、専決でやっていこうというような判断基準といいますか、かなり寄せられた中で、こうやっていい、待ってくれという大きな災害とかという、そういう基準的なものは役場の中でどのように決められて、今回の措置に至ったのかについてお伺いたします。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 それでは、公共土木の災害について、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回専決処分とさせていただいた箇所につきましては、先ほど企画課長からもあったように5か所と。一般質問の答弁でもお話しさせていただいたとおり、道路災が4件と河川災1件でございます。

建設課、公共土木の関連では、全体として60件もあるわけなのですけれども、その中で専決としたその理由といたしましうか、判断基準といったことでのご質問、お尋ねだというふうに思いま

す。全ての箇所について、当課職員において全て内容を把握して、現場の確認をさせていただいた上での判断ですけれども、通常工事で、例えば道路が崩落している、大がかりな工事が必要な河川であるとか、そういったものにつきましてはどうしても工事が必要になりますので、そういった部分については改めて設計の上、今回の補正案件としても出させていただいているところです。

今回行わせていただいた4件については、基本的にはいずれも土砂除去が基本となっております、道路に崩れ落ちてきたようなり面の土砂等の除去で簡易的に、通行に支障が出ているものでありますので、そういったものについては早急な対応が必要だといったことで対応させていただいているところでございます。そういったものが町道として4件ございます。

あとは、道路の横断管、暗渠などに詰まっているもの、明渠もございますけれども、そういったものの簡易的な除去で対応できるものについては即座に対応させていただこうとするものでございます。

また、河川につきましても、河川内の倒木、これも簡易的なもので対応できるものについては即座に対応したほうが、また雨等によって違う災害も出る可能性がありますので、そういったものについては早急な対応が必要だという判断の中で、専決処分をさせていただいたところでございます。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、私のほうから農業災害及び林業災害のほうにつきまして答弁をしたいと思います。

農業関係の災害復旧の基準ということでございますけれども、今回降雨ということでございますので、最大24時間雨量が80ミリ以上、あるいは時間雨量が20ミリ以上の災害で、異常な天然現象によって生じた災害というのが一つの基準になります。そして、金額としては40万円、

40万円以上というところが国の災害ということになるわけなのですけれども、いろいろなその他の対応等も、いわゆるどのような形での災害かということも考慮して、国に上げるもの、それから自分たちで行うものということで分けているのですけれども、基準としては先ほど申し上げました雨量に加えて、40万円を下回る国の災害の対象とならないものというのが一つの基準になります。

それに加えまして、先ほど建設課長からもお話がありましたけれども、緊急性、そういったものを考慮して今回の専決のほうにお願いをしたというものでございます。

農業関係につきましては、企画課長からも説明がありましたけれども、全てで17か所、そして林業災害については4か所ということとなっております。農業災害の内訳としては、やはり土砂による頭首工の閉塞ですとか、あるいは畦畔の崩落、それから河川、護岸の洗掘等々ですけれども、そのままにしていると災害の箇所が広がって、さらに工事費が増すであろうという部分、緊急性を要するところ。それから、林業につきましては、林道、これの洗掘ということでございまして、やはりそのままにしていると非常に被害が大きくなって、後からの工事費がかさむということで、緊急を要して、今回専決でお願いしたというふうな事情でございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 特に農業被害のほうでは、地元の方が率先してやっている部分もあると思います。今回の査定金額において、例えば大きな重機を頼んだ場合はもちろん出さなければいけない分はあるのでしょうけれども、この金額において、自分たちが出てやっている部分というか、そういうのは入っておらず、ほかを頼んだ、さっき言いました一番大きいのは、多分重機類を頼んだ場合とかはこの金額に入っていると思うのですけれども、自分たち、住民の方がやっている部

分に関しては特に予算化しているわけではなくて、地元のほうで対応してほしいというような話で行われたのかについてお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

専決のほうにお願いしなかった部分で、小さな部分で、集落組合ですとか住民の方をお願いした部分というのも多数あります。基本的な部分として、この災害の予算ということではないのですけれども、中山間地域等直接支払事業あるいは多面的機能支払事業のほうで災害対応をしていいよということになっておりますので、そちらのほうも活用しながら災害対応をお願いしたというふうな経緯がございました。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第3号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、日程第4、議案第1号 西和賀町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号

西和賀町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものです。

条例の改正内容は、課税免除の適用、第2条中、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日の期限及び対象施設の設置の期限について、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改めるものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 すみません。今回の改正の内容そのものではないのですけれども、この条例の基礎になる部分についての確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

議長 はい。

2番 この西和賀町地域経済牽引事業について、促進地域と事業者があるようですけれども、対象となる地域、そして事業者について、具体的にどういうものか教えていただきたいと思っております。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

地域経済牽引事業促進に関する基本計画というものがございまして、まずこの計画につきましては岩手県が国に対して申請を行いまして、同意を得た上で行うものでございます。町で設置しております条例、今回の西和賀町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税

免除に関する条例につきましては、まず国の計画同意を得た上で、町内のそういう中小企業基本法に係る事業者がまず地域経済牽引事業という事業に対する事業計画を都道府県に提出し、承認を得た場合に、その上で施設等を設置する場合の固定資産税を免除するというような内容になっております。

町の条例につきましては、固定資産税を免除するという部分の課税免除の条件が、地域未来投資促進法を活用して事業者の支援を行うことを希望する市町村及び都道府県、国の基本方針に基づき設定する基本計画の部分の同意の期限ですとか、対象事業に係る施設等の設置の期限という部分を条件としておりまして、国の法律の部分の改定が令和5年3月31日から令和7年3月31日に変更になったという部分になりますので、その部分について町の条例の規定を併せて変更するというような内容になっております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 ということは、促進区域の、町内で考える場合は、申請、計画等があった場合、町内全域がその区域になり得、そして現状では町内では申請されている事業者は具体的にはないということですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

区域については、町内全域というか、まず対象は、企業はそういうことにはなりますが、和賀岳の自然環境保全区域の部分については地域から除外されていたものというふうに理解しております。

実際に申請している企業があるかどうかにつきましては、申請している企業は今ございません。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第2号 西和賀町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 それでは、条例の改正内容について説明いたします。

今回の改正の主な内容は、特定空家等となることを未然に防ぐため、特定空家等になるおそれのある管理不全空家等に対し、指導、勧告ができるようにするものです。

なお、改正部分には下線を引いてありますが、新制度の導入などの法律改正に伴う法律の条項ずれが生じたことによる引用条項の改正部分に

ついては、説明は割愛させていただきますので、ご了承ください。

1 ページを御覧ください。初めに、条例名ですが、「西和賀町空家等の適正管理に関する条例」を「西和賀町空家等の適切な管理に関する条例」に改めるものです。

第3条、所有者等の責務については、適切な管理に加え、国、県または町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない規定を追加するものです。

2 ページをお開きください。協議会に関する規定については、新たな規定として第7条を追加するもので、協議会に地域に関する事項を協議させるため必要があるときは、地域委員を置くことができるとし、地域委員は地域づくり組織の役員のうちから町長が委嘱する内容となっております。

なお、新たに第7条を追加することにより、改正前の第7条以降については1条ずつ繰り下げる改正を行うものです。

3 ページを御覧ください。第10条では、町が行う立入調査において、所有者等に対し、空家等に関する事項について報告させることができる規定を追加するものです。

第12条、助言又は指導については、第1項に第9条第1項に規定する調査の結果、調査した空家等が管理不全空家等に該当すると認めるときは、法第13条第1項の規定に基づき、管理不全空家等の所有者等に対し、必要な措置について指導することができる規定を追加するものです。

第13条、勧告については、先ほど説明しました第12条第1項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお管理不全空家等の管理が適切に行われていないと認めるときは、法第13条第2項の規定に基づき、その者に対し、相当の猶予期限をつけて必要な措置を講ずるよう勧告することができる規定を追加するものです。

次に、附則についてであります、この条例

は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行日から施行するものがあります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

刈田敏君。

11番 7条における地域委員、これどのような、町長が任命するということですが、どのような感じで行われて、権限的にはどういう、どこまであるのか、その辺をお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

第7条の地域委員に関してのお尋ねでございますが、この地域委員というのは、例えば空き家が、特定空家がある、その地区にある空き家だとすれば、その地区の地域づくり組織の代表者の方に委員になっていただくという、そういう意味の地域委員です。

権限というのは、特に地域委員であるから協議会において何か特別な権限を有しているものではございませんで、協議会の一委員としての権限にとどまるものでございます。

議長 刈田敏君。

11番 要は、地域委員が調査するというような受け止め方でいいわけですか。その中身をまた精査するような感じなのですか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

地域委員が調査をするということではなくて、協議会の委員として空き家の協議に加わると、地元代表として、空き家のある地元の代表として協議に加わるということです。

議長 真嶋実君。

2番 第6条で協議会を置くとされておりますけれども、この協議会については一定の期限の

ある附属機関なのか、もう既にこの計画は作成されているということでしょうか、町の常設の附属機関として位置づけられているものなのかということを確認したいと思います。

加えて、先ほどの地域委員については、先ほど権限がという話もありましたけれども、むしろなることによって義務のようなものが発生するのではないかとということも懸念されますけれども、その点についてお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 協議会についてお答えいたします。

協議会につきましては、西和賀町空家等対策協議会として常設で設置してある協議会になります。

地域委員につきましては、何か義務があるのかということでございますけれども、特段、委嘱された以上、会議に出席していただく必要はございませんけれども、特別な義務というものは特にないというふうに認識しております。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 すみません。答弁漏れがございました。

委員の任期をお尋ねになっていたかと思えますけれども、委員の任期は2年間の任期となっております。

議長 真嶋実君。

2番 任期の2年について、私、条例のほうを読んだところ、たしか任期の延長についての記述がありませんでしたが、前に質問させていただいた基本条例の検討委員会については、任期の延長についての条文等もありましたけれども、この違いはということなのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

こちらの西和賀町空家等対策協議会の委員につきましては、2年ごとに委嘱を行っているということでございます。

議長 真嶋実君。

2番 前の議会でも質問しましたが、それでは検討委員会でわざわざ任期の延長に触れていることについては、2年ごとに委任を、委嘱をしなくても自動的に延長するということもあり得るのかなと思って読んでいたところがあるのですが、わざわざその延長というところが書かれていたことと今回の違いについて、もう少し詳しく教えていただきたい。

議長 休憩します。

午前10時38分 休 憩

午前10時40分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

委員の任期に再任を妨げない旨の規定が、今こちらの空き家の協議会のほうにはそういう規定がありません。その違いは何かというお尋ねでございました。こちらの空き家のほうの協議会の委員ですけれども、ほとんど充て職、いわゆる充て職の委員がほとんどでございまして、例えば委員のうち、岩手県の県南広域振興局土木部の職員とか、あるいは北上警察署の湯田駐在所の所長さんだったりとか、そういう充て職の委員がほとんどでございまして、したがって、こういった場合、人が替わりますので、そういうことで再任を妨げないという規定はあえて設けていないということでございます。

議長 真嶋実君。

2番 ということは、充て職で当たっている方が任期途中で異動などがあった場合は、改めて任命の手続きを取っていらっしゃるということですね。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お見込みのとおりでございます。

議長 今の質問の関係は、3回制限に該当するものではありませんので、問題ありません。

唐仁原俊博君。

6番 今回これ、条例案が可決された場合、地

域委員の関係が書いてありますけれども、何か既に今後の動きに関して想定されていることとかというのはあるのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

地域委員につきましては、協議会に取り上げる空き家がある地域の地域委員をその都度委嘱をして行うもので、特別今現在でその地域委員が定まっているわけではございません。

議長 唐仁原俊博君。

6番 先ほど対策協議会のほうが充て職の方という話があったのですけれども、それはそれで多分必要な、防犯とか、そういうほうに主眼を置いた協議会なのかなと思うのですけれども、空き家の問題、倒壊とか危険の問題があるというのとは別で、活用していかなければいけないという問題もあるので、協議会のあり方とかについては今後考えていったほうがいいのかと思います。どうでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

昨日の一般質問でいろいろやり取りさせていただいた空き家の利活用の分と、今回の条例の改正につきましては適切な管理ということで、取り扱う空き家がちょっと、同じ空き家でも意味の違う空き家でございます。今議員がおっしゃった利活用に関しては、これは別途、この協議会の場ではなくて、別の場でいろいろ対策を取っていく必要があるかというふうに承知しております。

議長 中村ひとみ君。

4番 質問させていただきます。

地域委員というのは、私の聞き違いでなければ、先ほど義務がないというふうにおっしゃっていたと思うのですけれども、その義務というのは、その地域委員というのは、倒壊してちょっと危険が及ぶかもしれないような空き家ですとか、あとは景観上ちょっとよろしくない状態というものもあると思うのですけれども、そう



いったものをその地域委員の方が役場のほうに報告をするとか、そういったことはされないということでしょうか。

議長　ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長　お答えいたします。

地域委員は、その地域の地域づくり組織の代表者でありますので、地域委員としてではなくて、そもそもがその地域の代表者としてそういった報告をいただくこともあろうかと思いますが、それは義務ではございません。

議長　ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号　西和賀町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長　起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第3号　西和賀町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第3号　西和賀町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

下水道事業に地方公営企業法の全部を適用させ、同法の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する事項等を定めるため、西和賀町水道事業の設置等に関する

条例を全部改正しようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長　上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長　それでは、条例の改正内容について説明いたします。

現行の西和賀町水道事業の設置等に関する条例は、水道事業に関する規定となっておりますが、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業の3事業を合わせた下水道事業について、地方公営企業法の全部を適用させるため、今回の全部改正により、水道事業に関する規定に下水道事業に関する規定を追加する内容となっております。

第1条第1項では水道事業の設置、第2項では下水道事業の設置を規定しております。第3項では、水道事業と下水道事業を合わせて上下水道事業ということの規定しております。

第2条では、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することを規定しております。

第3条第1項では上下水道事業を経営するに当たっての基本理念を、第2項では水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量を、第3項では下水道事業の計画処理区域面積、計画処理人口及び計画1日最大汚水量をそれぞれ規定しております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、3ページを御覧ください。第4条では、組織について規定しております。地方公営企業法が適用される事業については、その業務を執行させるため管理者を置くこととなっておりますが、水道事業の規模により、また法定事業以外の事業にあっては、規模のいかんを問わず全ての事業について、条例で定めるところにより管理者を置かないことができるという規定により、上下水道事業に管理者を置かない旨を規定しており

ます。

なお、管理者を置かない場合は、町長がその管理者の権限を担うこととなります。

第5条では、予定価格が700万円以上の不動産、動産の売買等を行う場合は、重要な資産の取得及び処分として、あらかじめ予算で定めなければならない旨を規定しています。

なお、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限られています。

第6条では、職員が職務上生じさせた賠償責任について、町長は、職員が与えた損害が避けられない、またはやむを得ない事情によると認められるときは、賠償責任を免除することができるものですが、その賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合については、議会の同意を必要とする旨を規定しております。

第7条では、100万円以上の負担つきの寄附または贈与を受ける場合及び100万円以上の損害賠償の額を決定する場合は、議会の議決を必要とする旨を規定しています。

第8条では、業務状況説明書類について、毎事業年度4月1日から9月30日までの期間分については11月30日までに、10月1日から翌年の3月31日までの期間分については5月31日までにそれぞれ提出することとし、提出する書類等の内容について規定しております。

次に、附則についてであります。4ページを御覧になっていただいたほうが分かると思います。この条例は、令和6年4月1日から施行するもので、併せて西和賀町特別会計条例を一部改正し、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計を廃止するものです。

条例の主な内容は以上でございますが、水道事業に加え、下水道事業に地方公営企業法が適用されることにより、従来と比較し変更となる部分については、会計方式が官庁会計から現在の水道事業と同様の企業会計に変更されることとなります。このことにより、経営成績や財政状況を基礎とした経営状況が的確に把握できる

ことが可能となり、上下水道事業全般の安定的かつ継続的な経営のための体制、基盤が整備されることとなります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議長 議案審議の途中であります。ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第7、議案第4号 令和5年度西和賀町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 令和5年度西和賀町一般会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和5年度の上半期における事務事業の執行状況を精査し、下半期に向

けて調整を行うとともに、緊急性が認められるもの等を中心に予算を調整しようとするものがあります。

1 ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,016万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,416万7,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、債務負担行為については、第2表、債務負担行為のとおり1事業で、限度額を18万7,000円とするものです。

主な補正の内容は、4月1日付で実施した人事異動に伴う人件費の調整のほか、地域公共交通活性化推進事業500万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業465万8,000円、町道除排雪業務委託料8,714万7,000円、道路除雪車両管理費2,946万1,000円、公共土木施設災害復旧単独事業2,552万5,000円を増額しようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 それでは、補正予算の詳細について歳出から説明をいたします。

10ページからになります。初めに、予算全体になりますけれども、職員人件費については、人事異動に伴い、調整を必要とする部分について行うものであります。なお、人事異動に伴う全体の調整につきましては、例年どおり12月の補正予算で対応する予定としております。

それでは、主な補正内容について説明いたします。12ページをお開きください。2款1項5目財産管理費、湯田庁舎等管理費、10節需用費、13ページになりますが、修繕料227万8,000円の増額は、湯田庁舎非常用発電機の修繕及び旧N

TT社宅の入り口階段部分の修繕を行うものです。12節委託料293万1,000円の増額は、冬期間の駐車場除排雪業務及び町有地支障木伐採業務に係る委託料になります。

6目企画費、地域公共交通活性化推進事業500万5,000円の増額は、JR北上線活性化イベント開催に要する経費に対する補助並びに都市交通計画全国会議負担金であります。

7目交通安全対策費137万2,000円の増額は、道路反射鏡設置等工事を行うものです。

15ページをお開きください。3款1項3目障害者福祉費、障害者（児）自立支援医療費給付事業102万円の増額は、今後の支払いに不足が見込まれる更生医療給付費90万円と、医療費給付事業に係る国、県への過年度返還金12万円の増額になります。

16ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、児童福祉総務事務費122万9,000円の増額は、子どものための教育・保育給付交付金等の国、県への過年度返還金であります。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業200万8,000円の増額は、給付事業に係る国庫補助金の過年度返還金であります。

18ページをお開きください。4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業465万8,000円の増額は、今後予定されているワクチン接種に要する経費を精査し、個別接種、集団接種業務委託料など、ワクチン接種に要する経費を増額するものです。

19ページを御覧ください。5款1項1目労働諸費、若年者ふるさと就職支援事業136万5,000円の増額は、当初予算編成時に想定した対象者数を上回る町内事業所への就職者があったことから、不足する額を増額するものであります。

21ページをお開きください。7款1項2目商工振興費、外国人材受入企業等支援事業費補助金100万円の増額は、当初予算編成時に想定した人数を上回る町内企業等での外国人材の受入

れが見込まれることから、不足が見込まれる額を増額するものです。

3目観光費、観光事務費、10節需用費、印刷製本費の117万2,000円の増額は、現在使用している観光リーフレット及びグルメマップの在庫数が少なくなったことから、観光リーフレット等の増刷を行うものです。

22ページをお開きください。8款2項2目道路維持費、道路維持車両管理費419万9,000円の増額は、除雪トラックの車検整備等に係る修繕料になります。町道舗装補修事業169万円の増額は、町道の舗装損傷箇所の修繕に要する経費になります。町道側溝改修事業116万6,000円の増額は、町道長瀬野線側溝改修工事を行うものです。道路安全施設整備事業は、道路の防護柵等安全施設の修繕に要する経費として100万円を増額するものです。

23ページを御覧ください。3目道路除雪費、道路除雪総務費9,416万9,000円の増額の内訳は、10節需用費については、融雪剤等の消耗品費70万円と道路構造物等の修繕料100万円の増額になります。12節委託料、町道除排雪業務委託料8,714万7,000円の増額は、貝沢除雪基地、長瀬野除雪基地及び中村除雪基地の管轄路線の除排雪業務を民間委託するため、業務委託料を精査し、増額するものであります。13節使用料及び賃借料532万2,000円の増額は、除排雪用のダンプトラック及びブルドーザー等の賃借料になります。道路除雪車両管理費2,946万1,000円の増額は、除雪車両修繕に要する経費等を増額するものです。

5目橋りょう費、橋梁維持管理費157万9,000円の増額は、道路施設点検及びパトロールの結果、早急に修繕が必要な箇所の修繕を行うものです。

25ページをお開きください。10款1項2目事務局費、西和賀山高校魅力化支援事業、18節負担金補助及び交付金、西和賀高校魅力化支援事業補助金217万2,000円の増額は、西和賀高校の

海外派遣研修事業及びレスタランテ事業に要する経費に対し補助するものです。

2項1目学校管理費、小学校施設管理費、10節需用費、修繕料140万9,000円の増額は、湯田小学校及び沢内小学校の体育館に設置されているバスケットゴール設備の修繕を行うものです。

3項1目学校管理費、中学校施設管理費、10節需用費、修繕料226万6,000円の増額は、湯田中学校及び沢内中学校の体育館に設置されているバスケットゴール設備の修繕が主なものです。

26ページをお開きください。4項6目文化創造館費、文化創造館管理費、10節需用費、修繕料123万8,000円の増額は、防火設備の修繕を行うものです。

5項2目体育施設費、湯田スキー場管理運営費、14節工事請負費292万4,000円の増額は、湯田スキー場ボーラーリフト電源設備更新及び用地整備工事を行うものです。

28ページをお開きください。11款2項1目現年発生災害復旧費、公共土木施設災害復旧単独事業2,552万5,000円の増額は、7月14日から19日にかけての大雨により被災した公共土木施設の修繕等になります。

3目職員手当等は、災害復旧関係業務に係る職員の時間外勤務手当40万円を増額するものです。10節需用費、修繕料は、道路及び河川22か所の修繕に要する費用として2,512万5,000円を増額するものです。

次に、歳入ですが、8ページをお開きください。15款1項7目教育費使用料30万円の増額は、銀河ホールの貸し館利用増加に伴い補正するものです。

16款1項2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金222万4,000円の増額及び2項3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費243万4,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対しての国庫負担金及び補助金を財源として見込むものです。

9 ページを御覧ください。20款 2 項 1 目他会計繰入金832万9,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計からの繰入れになります。

21款 1 項 1 目繰越金 1 億7,418万2,000円の増額は、9 月補正予算の財源に充てるものです。

5 ページをお開きください。第 2 表、債務負担行為、令和 5 年度農業近代化資金融資に伴う利子補給事業を追加し、限度額を18万7,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

刈田敏君。

1 1 番 21ページの外国人受入企業等支援のことなのですけれども、100万円ということでありましてけれども、当初どれだけ人数を見込んで、現状どうなっているのか、お聞かせください。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまの質問にお答えいたします。

外国人材受入企業等支援補助金でございますけれども、当初は10人で、10人掛ける10万円ということで予算を置いておりましたが、情報を得まして、改めて町内で外国人材を採用したいという事業者さんがおまして、改めて聞き取りを行ったところ、さらに10人で、まず合計、今年度20人ほど受入れというような形になるかと思われまして、そのようなことから、改めてその10人分を今回補正予算にお願いしようというものでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 10人、10人で20人ということになるのだろうかと思えます。申請していない外国人の方もいらっしゃるということもあることですか、

お聞きします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 申請につきましては、改めてこれからということになると思っております。当初まず10人で、合計20人というような形でございましたので、技能実習生であるとか、特定技能の外国人材の採用という形で、申請がこれから上がってくるという形になると思います。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 申請の分は20人来るだろうということですが、それ以外の外国人の方も別途あるわけでありませうか、その辺をお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、申請につきましては、事業所からの申請ということですので、直接外国人からあるというわけではないので、事業所からの確認を基にしますと、今年度については20人ということになります。

以上です。

議長 柳沢安雄君。

1 0 番 私のほうから 1 点だけお聞かせいただきたいと思えますけれども、25ページの西和賀町高校魅力化事業補助金ということで217万2,000円計上されておりますけれども、この自身の詳細を説明いただきたいと思えます。

議長 学務課長。

学務課長 西和賀高校魅力化支援補助金についてお答えしたいと思います。

今回増額をお願いしている部分ですけれども、当初西和賀高校さんでは、コロナの影響もあって、当初予算の部分では国内、福島の語学施設の部分で予算計上しておりましたけれども、今コロナのほうは5類になって、まず学校とも協議をしてきましたけれども、今年につきましてはオーストラリアに5人、そして先生統導1人を派遣したいということになりましたので、今回オーストラリア派遣分を増額させていただき

たいというところです。

あと加えて、レストランテナのですけれども、北上方面の生徒さん方も増え、利用も増え、あとやはり食材のほうの高騰もありで、その単価の部分がちょっとかかっている現状もありますので、その分を増額したいというものであります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 23ページの町道の除排雪の業務委託料ということで、貝沢、長瀬野、中村というご説明でした。旧沢内地区では、いわゆる長瀬野から以北は全て業者委託ということになると思うのですけれども、この委託の内容についてお伺いいたします。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 それでは、除排雪委託の内容についてというお話でございましたので、私のほうから回答させていただきます。議員もご承知のとおり、昨年度から町は初めて委託事業にかじを取ったわけでございます。議員からもお話があったとおり、昨年度は貝沢……除雪に関しましては各班ごとのブロックに分けた委託の状況を取っておりますが、昨年度は貝沢地区、貝沢班の部分の全面的委託と、それから長瀬野班の一部委託、それから中村班の一部委託を行ったところでございます。

昨年度の実績といたしましては、業者委託に変わったことでトラブル等も若干あったようではございますが、最終的には例年どおりの除雪ができたものだというふうに評価しております。

そういったことから、今年度に関しましては、現在の方針といたしましては、現在一部委託をしている班の部分については全面委託を考えております。そういったことで、今後内容を精査させていただいた上で公募をしていくという方向性を現在検討しておりますのでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 これについては、車両については町で、労務管理部分というか、労務委託ということではないのでしょうかということと、昨年も聞いたのですけれども、町としては費用はかさむのだけれども、町内業者、いわゆる町内のそういう財政的というか、町内業者支援でもないでしょうけれども、町内にお金が落ちるということで言えば、町の負担は増えるけれども、こういう方向性でこれからも進んでいくというような考え方でよろしいのでしょうか。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 2点あったと思います。

人件費部分ということだけというようなお話がありましたけれども、今年度は事業者のほうで除雪車両2台を用意するというお話をちょっと聞いておりますので、そういった部分から含めますと、人件費以外の部分についても経費負担を町のほうではせざるを得ないのだろうというふうな部分を考えております。そういった部分から、補正予算案の中にもそういった部分は含めておるといことです。

それから、今後の方針、全体的なお話でございますが、除雪の状況については過去からのお話で、十分ご理解はしていただいているものだというふうに考えておりますが、現在直営除雪を行ってきた時代をずっと重ねてきたところでございますが、昨今では応募者が非常に少なくなってきたおるといことと、さらには除雪の体制を整えていくためには、足りない人員分については卒業生といいたいまいしょうか、年齢的にかなり高い方々を雇用している状況でございます。いずれにせよ、町全体が人口減少と高齢化社会の中でございますので、人手不足の課題は非常にあるということでございます。これは、当然官民間わず顕在化している状況でございます。

今後の方針といたしましては、かなり業者さんともお話をさせていただいておりますが、基

本的には私ども直接雇用している者が再雇用の中で民間企業の中での委託というふうになれば、抜本的な解決には至らないというふうに考えておりますので、現在夏季雇用されている方々を中心に、冬期間の除雪作業ということで実践いただけないかという話を進めさせていただいてるところであります。若干そういった部分では明るい兆しは受けているかなというふうに感じておるところでございます。

また、この前県要望でも、岩手県に対しても要望を出しておりますけれども、これは県内では出張所という体制は西和賀しかないわけですが、さらに直営除雪も行っているというのが県の体制でございます。そういった意味からすると、お互いにそういった人材をどのような考え方でやっていくのかというのは、やはり県との協議が常に必要でしょうし、協力体制をしっかり取っていきながら、これからなくてはならない西和賀の冬季交通確保でございますので、体制を整えていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 真嶋実君。

2番 同じく除雪の関係ですけれども、金額として8,700万ということで、かなり大きな金額の補正になりますけれども、この分に当たっては当初の段階での手当ではできなかつたのか、同じ科目あるいは他の科目等で手当ではできなかつたのかお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 お答えいたします。

除雪費全般についてのまずお話でございますが、町の除雪経費に関して、必要経費に関しての考え方でございますが、当初予算編成の時期というのは基本的に職員が積算する時期が11月から12月ぐらいというふうになっておりまして、当然その年度の事業実績ははっきりしないままの予算というふうになっております。そういったことから、予算自体はかなり暫定的なものに

なっておりますので、これは例年のとおりではございますけれども、昨年度の実績というのは今年度の春には出てきますので、そういった事業実績を整理して、事業の必要性や効率性などを考慮した上、さらに言うと現在物価の高騰が進んでおりますので、そういった部分でもかなり経費がかさんでいる状況ではございますが、そういった全体的な整理の中で改めて予算化をさせていただいているところでございます。

6月にも補正予算を提出させていただいて、一部いただいておりますが、夏場にどうしてもかかる経費としましては、除雪機械や除雪車両関係の車検等の整備を夏場やらなければいけませんので、どうしてもかかる経費に関しては当初予算や6月補正で対応させていただくと。これから雇用に関することが始まりますので、それに合わせて9月に行って、さらに精査した上で、また必要に応じては12月に補正をしていただきながら、当年度の雪の状況に応じて多い少ないもありますので、増減については3月で最終的に調整をさせていただいているといったところでございます。

以上です。

議長 中村ひとみ君。

4番 19ページの若年者ふるさと就職支援事業の支援補助金の、いろいろ反響があつてというふうにお伺いしたのですけれども、一応参考までにどういった業種ですとか、そういった内容のほう教えていただけますか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

若年者ふるさと就職支援事業でございますけれども、こちらにつきましては若年者を採用する事業所につきましては、1事業所につき6か月間、月3万円というような形での助成と、あと採用される職員、採用者につきましては1人当たり1万5,000円掛ける12か月というような形での補助を行っているものでございます。

まず、事業所にとっても、雇用される人にと

っても、自身のそういうふうな住居に係る費用ですとか、そういう部分について、ある程度補填がされるというようなことから、定住にもつながるような施策であるというふうに捉えているものでございます。

これまでなのですけれども、令和4年度までの累計でいきますと6事業者で13人ほど雇用事業というか、補助を行っておりまして、累計では342万円というような額になっております。現在、改めて補正予算の対象となるのは、建設関係が1人、福祉関係2名……これはこれまでの累計でございます。失礼しました。累計の中でいきますと、建設関係が1事業所、福祉関係が2事業所、電気関係1、温泉旅館が1、製造業が1というようなものになっております。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 令和5年度西和賀町一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第5号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計補正

予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,166万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款2項1目賦課徴収費65万7,000円の増額は、人事異動に伴い、人件費を調整するものです。

5款1項1目特定健康診査等事業費55万円の増額は、国民健康保険保健事業実施計画等策定支援業務の委託経費を増額するものです。この経費は、第3期西和賀町国民健康保険保健事業実施計画及び第4期西和賀町特定健康診査等実施計画の策定に向け、国保データベースシステムの帳票等を活用し、健康課題の抽出や明確化に向けた現状分析を行う業務の支援に関わるものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目保険給付費等交付金55万円の増額は、歳出で説明しました特定健康診査等事業費の財源となるものです。

5款1項1目一般会計繰入金65万7,000円の増額は、歳出で説明しました賦課徴収費の財源を調整するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。



討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第9、議案第6号 令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,794万2,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金24万6,000円の増額は、令和4年度決算の確定を受け、今後の後期高齢者医療広域連合納付金に対応するため、後期高齢者医療保険料負担金を増額するものです。

3款2項1目他会計繰出金37万5,000円の増額についても、令和4年度決算の確定に伴い、

一般会計繰入金の超過受入れ分を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。4款1項1目繰越金62万1,000円の増額は、令和4年度決算の確定に伴い増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第10、議案第7号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,191万

3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,533万円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

7ページをお開きください。1款1項1目一般管理費24万8,000円の増額は、介護保険事業所の情報を管理する介護保険指定機関等管理システムへの登録については、現在県南広域振興局において代行入力を行っていただいておりますが、令和6年度以降は代行入力の制度が廃止されることから、介護事業所台帳管理システムの導入に係る経費について増額するものです。

3款2項1目包括的支援事業費500万5,000円の増額は、人事異動に伴い人件費を調整するものです。

3款2目生活支援体制整備事業費4万5,000円の増額は、車両の修繕を増額するものです。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金2,130万6,000円の増額は、令和4年度決算の確定を受けて、今後の介護給付費に対応するため基金積立てをするものです。

8ページをお開きください。7款1項2目償還金2,735万5,000円の増額は、令和4年度の介護給付費等の確定に伴う受入れ超過分の返還額であり、国や県、支払基金へ返還するものです。

2項1目一般会計繰出金795万4,000円の増額についても、令和4年度決算の確定に伴い、一般会計繰入金の受入れ超過分を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをお開き

ください。5款2項1目地域支援事業費交付金25万7,000円の増額は、令和4年度決算の確定に伴い、精算分として見込むものです。

7款1項1目一般会計繰入金529万8,000円の増額は、歳出で説明しました一般管理費のシステム導入経費、包括的支援事業費の人件費及び生活支援体制整備事業費の車両の修繕費の財源とするものです。

8款1項1目繰越金5,635万8,000円の増額は、令和4年度の決算の確定に伴い増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第11、議案第8号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号

令和5年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ369万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,655万4,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費については、人事異動に伴い人件費を調整するものです。

1款2項1目公共下水道施設管理費、14節工事請負費は、泉沢地区において公共ます1基を設置することから、43万円を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。1款1項1目下水道事業分担金25万円は、公共ます設置に関わる受益者分担金です。

また、6款1項1目一般会計繰入金65万7,000円を増額と7款1項1目繰越金278万6,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第12、議案第9号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ792万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,415万円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目温泉施設管理費、17節備品購入費792万円を増額は、温泉施設の源泉湯用ポンプについて、故障等の緊急時に備えるため予備ポンプを購入するものです。

次に、歳入についての説明ですが、6ページを御覧ください。3款2項1目基金繰入金として640万6,000円を増額し、また併せて4款1項1目繰越金151万4,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。  
質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 予備ポンプということなのですからけれども  
これは新設のポンプということなのでしょう。  
新しいポンプということでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

新設のポンプということになります。8月の  
臨時議会の際に、まず専決ということで承認い  
ただきましたけれども、ほっとゆだ駅の源泉ポ  
ンプが故障したということで、その際に用意し  
ていた予備のポンプというものを使用いたしま  
した。ということで、持っているポンプという  
のがなしという状態でしたので、今回改めて新  
しいポンプを予備として導入させていただき  
たいというものでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 最近いろんな温泉施設、休止等あるので  
すけれども、そこで使われたポンプの流用は難  
しかったということなのでしょう。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

今回故障したポンプにつきましては、平成30年  
に購入して設置したポンプでございまして、大  
体これまでの経過からいたしますと、3年、4  
年というようなスパンで故障するような状況で  
ございます。実際上げてみますと、スケールの  
付着ですとか、摩耗が激しいというようなこと  
で、なかなかそれも、オーバーホール可能かど  
うかというところも見のですが、やはりそれ  
はちょっと難しいというようなことから、予備  
のポンプを導入させていただくということでご  
ざいます。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 ほっとゆだ駅の温泉、度々故障で、営業

が止まっていたということですので、必要かと  
思いますけれども、併せてこの予備ポンプとい  
うのはもう固定で、ほっとゆだ専用になるのか、  
あるいは町内の他の温泉等でも事故があったと  
きに対応ができるのか、お伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

現在源泉からポンプアップ方式というのは、  
ほっとゆだ駅の部分と、あと沢内バーデンの2  
か所になります。そのどちらにも利用できる  
というようなことになります。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご  
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 令和5年度西和賀町温泉事業特  
別会計補正予算(第2号)についてを採決しま  
す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方  
は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決するこ  
とに決定しました。

続いて、日程第13、議案第10号 令和5年度  
町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第  
2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号  
令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計補  
正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的収支予算の

収入において、医科については患者数の減少による入院収益の減額と、その他医業収益では新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料の増額を、また医業外収益のうち県補助金の増額を行い、合わせて70万8,000円を増額し、収益的収入の総額を9億6,356万4,000円とするものです。

支出においては、給与費のうち新型コロナウイルスワクチン接種に関わる各職種の時間外勤務手当と管理職員特別勤務手当の増額を、また新型コロナウイルス感染症が2類から5類へ移行したことに伴い廃止となった防疫作業手当の減額、経費のうち修繕費、保険料、賃借料、委託料の増額を行い、合わせて70万8,000円を増額し、収益的支出の総額を10億3,644万4,000円とするものです。

資本的収支予算については、インボイス制度に対応するため、財務会計システムの改修を予定しておりましたが、現在使用しているシステムが12月に更新時期となることから、システム改修せず、新たにインボイス制度に対応可能なシステムを賃借し使用することとしたため、収支ともに55万円を減額し、資本的収入及び支出の総額をそれぞれ1億9,319万8,000円とするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容につきまして、引き続き私から説明をいたします。

予算書1ページをお開きください。第1条では、令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとし、第2条においては、業務の予定量の補正を行っております。

第2条の（2）、年間患者数の入院分ではありますが、当初予算では1万220人を予定したところでしたが、4月から6月までの実績を勘案し、

この人数を下回る見込みであることから681人の減とし、併せて（3）、1日平均患者数、入院分についても、当初見込みから2人の減とするものです。

また、（5）、主な建設改良事業については、予定していた財務会計システムの改修を行わずに、別に対応することとしたため、55万円の減額をするものです。

第3条では、収益的収入及び支出において、それぞれ70万8,000円を増額を行い、病院事業収益を9億6,356万4,000円に、病院事業費用を10億3,644万4,000円にしようとするものです。

第4条は、資本的収支予算において、資本的収入及び支出でそれぞれ55万円の減額を行い、資本的収入及び支出の合計をそれぞれ1億9,319万8,000円にしようとするものです。

第5条は、今回議会の議決事項に関わる給与費の補正を行ったことに伴い、改めるものであります。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画についてご説明いたします。10ページをお開きください。収益的支出予算の1款1項1目給与費56万6,000円の減額は、各職種の新型コロナウイルスワクチン業務に関わる時間外勤務手当と管理職員特別勤務手当の増額と、新型コロナウイルス感染症が2類から5類へ移行になったことに伴い廃止となった防疫作業手当の減額をするものです。

3目10節修繕費64万1,000円を増額は、医療機器修繕費として、エックス線テレビシステムのバッテリー交換で5万8,000円を、病院施設修繕費として、歯科の電子カルテ導入に伴うLAN配線の改修で10万4,000円を、車両等修繕費として、除雪車両車検整備費で当初見込んでいた金額に不足が生じることから47万9,000円をそれぞれ増額するものです。11節保険料1万3,000円を増額は、新たに購入した医師送迎車の保険料が確定したことによるものです。12節賃借料10万6,000円を増額は、財務会計システ

ムの入替えに伴い、入替え以降4か月分の利用料を計上するものです。14節委託料51万4,000円の増額は、簡易陰圧PCR検査室が仮設置期限の2年を経過することから、さらに1年間の延長を行うための申請業務委託料として16万4,000円を、財務会計システムの導入業務委託料として11万円を、診療放射線技師派遣委託料として24万円をそれぞれ計上するものです。

9ページをお開きください。収益的収入の1款1項1目入院収益1,493万9,000円の減額は、冒頭で申し上げたように入院患者数の減によるものですが、例年、年度末で精査を行っているところでしたが、今年度におきましては4月から6月の実績が前年度と比較し大きく減少していることから、現時点での調整をしようとするものです。

また、3目その他医業収益313万5,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン集団接種3回分の委託料を計上し、併せて医業収益の合計を1,180万4,000円減額しようとするものです。

2項6目県補助金1,251万2,000円の増額は、4月から9月までの新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金の交付が決定したことにより計上するものです。

5ページをお開きください。資本的支出であります。1款1項1目設備費において、10月から開始となるインボイス制度に対応するため、財務会計システムの改修を予定しておりましたが、収益的支出でもご説明いたしましたけれども、現在使用している財務会計システムの更新時期となっており、改修ではなく、新たにインボイス制度に対応できるシステムに切替えを行い、対応することとしたことから、55万円を減額するものです。

最後に、4ページ、資本的収入についてですが、1款2項1目他会計出資金の減額は、先ほど支出でご説明したとおり、財務会計システムの改修が不要になったことから、同額の55万円の減額を行うものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第14、議案第11号 令和5年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号 令和5年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条では、令和5年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるとし、第2条では収益的支出の予定額の補正を定めており、水道事業費用について既決予定額3億9,406万3,000円に96万6,000円を増額し、水道事業費用総額を3億9,502万9,000円にしようとするものです。

第3条では、職員給与費の補正に伴い、議会

の議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めるもので、既決予定額3,597万4,000円に6万1,000円を増額し、職員給与費の総額を3,603万5,000円にしようとするものです。

それでは、収益的支出の補正予定額の内容について説明いたします。6ページを御覧ください。1款1項1目原水及び浄水費、手当は、会計年度任用職員の時間外勤務手当に不足が生じるため6万1,000円を増額するものです。賃借料は、7月14日から大雨により柳沢浄水場の取水水源に堆積した土砂を撤去するため、重機借り上げ料として74万円を増額し、また修繕費は、水道維持管理車両に不具合が発生していることから12万6,000円を増額するものです。

3目総係費、負担金については、職員の人事異動に伴い、新たに配置となった職員が研修会に参加するため、3万9,000円を増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 令和5年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

ここで、決算審査特別委員会委員長より、明日から始まる決算審査特別委員会の審査方法について、町民の皆様にご周知してほしい旨の依頼がありましたので、当職よりお知らせいたします。

審査は、昨年度と同様に、事前に定めた順序で課ごとに審査を行います。審査の日程などは、町のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

なお、審査は、本会議同様、告知端末放送を行うほか、議場での傍聴も可能です。

お知らせは以上ですが、委員各位におかれましては、委員会日程に従って日程内に審査を終了するよう特に望んでおきます。

これをもって本日は散会いたします。お疲れさまでした。

午後 零時11分 散 会